

令和8年度第2回常滑市教育委員会定例会

令和8年5月20日(水)

午後1時30分

市役所3階会議室1・2

1 開会 午後1時30分

2 前回定例会会議録の承認
承認

3 会議録署名者の指名
藤田幸恵委員

4 出席委員
梶田幸司委員、藤田幸恵委員、安井由希子委員、間野恵委員、土方宗広教育長

5 欠席委員
なし

6 教育長の報告事項

それでは、教育長の報告事項につきまして、前回の定例会以降の教育長の主な動きについてご報告いたします。

4月24日には、教育委員会表彰式を開催しました。昨年度、表彰することができなかった方を対象に行ったものです。追加表彰者は35名いましたが、どの子も大変うれしそうな表情で表彰状を受け取っていただきました。

27日には、市議会協議会に出席しました。市体育館の大規模改修と図書館基本構想策定委員会の報告について、生涯学習スポーツ課長から丁寧な説明・報告がなされました。

5月8日には、長久手市役所にて、愛知県市町村教育委員会連合会第1回理事会に出席しました。7月2日に日進市で開催される総会の進め方が主な議題でした。なお、担当市は今年度から2年間、豊田市が担うことになっています。

9日には、TSIE総会に出席しました。令和7年度に行われた国際交流の事業報告を聞き、改めて、中学生によるマレーシアとの国際交流事業を実現したいという思いになりました。

13日から15日まで、高知市で開催される全国都市教育長協議会総会および研究大会に出席しました。文部科学省初等中等教育企画課の黄地吉隆課長から最近の教育行政についての説明を受けた後、私は第1部会で「外国人児童生徒の教育について」「これからのコミュニティスクールについて」の研究発表を聞き、討論に参加させていただきました。個人的には監事という役目を終えることができ、大変ほっとしています。

17日には、第69回常滑市美術展表彰式に主催者として出席しました。今年度の美術展は、絵画、彫刻、工芸、写真、書芸の5部門に、合計166名の皆様から、190点もの力作をご出品いただきました。お一人お一人が、それぞれの視点で、対象と

なる事象を捉え、独自の表現を追求されて完成した作品は、どれも生命力に溢れ、観る者の心を揺さぶるものばかりでした。

18日には、常滑市小中学校PTA連絡協議会に来賓として出席しました。今年度は常滑市の青海中学校が知多地方小中学校PTA連絡協議会の担当校になっていますので、記憶にとどめておいてください。

報告は以上です。本日の定例会は、4つの議案と1つの報告が予定されております。よろしくお願ひいたします。

7 議題 付議事件

議案第1号 公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習スポーツ課長：資料に基づき説明

教育長：何かご質問ございませんか。

委員全員：ありません。

教育長：お認めいただけますでしょうか。

委員全員：異議なし。

「可決」

議案第2号 常滑市立図書館協議会委員の任命について

生涯学習スポーツ課長：資料に基づき説明

教育長：何かご質問ございませんか。

委員全員：ありません。

教育長：お認めいただけますでしょうか。

委員全員：異議なし。

「可決」

議案第3号 常滑市学校給食食物アレルギー対応委員会委員の委嘱について

給食センター所長：資料に基づき説明

教育長：何かご質問ございませんか。

委員全員：ありません。

教育長：お認めいただけますでしょうか。

委員全員：異議なし。

「可決」

議案第4号 中学校部活動の地域展開について

生涯学習スポーツ課長：資料に基づき説明

教育長：何かご質問ございませんか。

梶田委員：遠征費について、常滑市の中学校部活動と地域クラブ活動、それぞれでガイドラインはありますか。

学校教育課長：把握していないため、後日回答します。

生涯学習スポーツ課長：詳細まで固定しない程度に規定していきたいと考えています。

教育長：現実的に遠征することは可能ですか。

生涯学習スポーツ課長：団体が遠征するというならそれも認めていくことになるかと考えています。

教育長：それによって団体への補助額も変わりますか。

生涯学習スポーツ課長：遠征に要する費用は、受益者負担という観点で参加者から徴収していただくもとを考えているため、金額の変更については考えていません。

教育長：地域クラブ活動については、土日の活動時間が1回当たり3時間程度以内かつ週末のいずれかを休養日とする必要があるため、遠征等を伴う活動が実施しにくく、地域クラブの拡大が進まない可能性があります。その場合、実態に応じて補助額についても毎年度見直しが必要になりませんか。

生涯学習スポーツ課長：現時点では試行段階における実績を基に検討したものであり、今後の実際の運用状況を踏まえて見直す可能性はあります。

藤田委員：野球やバレーボールなど、認定地域クラブにはならないものの活動を行う団体はありますか。また、平日の部活動は今までどおり継続されますか。

生涯学習スポーツ課長：認定を受けないクラブチームとして活動する形態も想定しています。地域クラブ活動は、休日の過ごし方のひとつであり、認定地域クラブでなくても活動に参加することは可能です。ただし、補助金の対象は認定地域クラブに限られます。また、平日の部活動はこれまでどおり継続されます。

梶田委員：認定されなければ国県の補助金を受けられないとのことだが、東浦町は町独自の補助のみですか。競技力向上を目的とするクラブチームについても市単独の支援があってもよいのではないのでしょうか。

生涯学習スポーツ課長：自治体が委託又は独自実施する場合には認定地域クラブとみなす特例があり、東浦町では町が補助金を受け、それを町の補助金と組み合わせて運用するようです。一方、競技志向の強いクラブチームは営利目的となる場合があります。今後、営利目的としない団体への対応については、検討が必要であると考えています。

間野委員：就学支援制度に該当する世帯とはどういう世帯でしょうか。

学校教育課長：生活保護世帯、住民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯など、就学援助受給世帯です。

教育長：他にご質問はございますか。

委員全員：ありません。

教育長：お認めいただけますでしょうか。

委員全員：異議なし。

「可決」

報告第1号 令和7年度生涯学習施設利用状況について

生涯学習スポーツ課長：資料に基づき説明

教育長：何かご質問ございませんか。

委員全員：ありません。

「承認」

- 8 その他（諸報告について）
 - ・ 教育委員（会）行事連絡（5月～7月）
学校教育課長が資料に基づき説明

- 9 閉会 午後2時40分